

一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家
謝金規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人みらい創造財団朝日のあたる家(以下「当財団」という。)の事業に伴う謝金の支払いに関して必要な事項を定めることを目的とする。

(謝金対象者)

第2条 当財団の役員および職員以外の者を、この規程の謝金対象者とする。

(謝金の対象となる業務)

第3条 謝金の対象となる業務は、会議への出席、講演会、セミナー等の講師、視察、研修受入れ、専門家支援、事業への助言および協力、作業補助等、理事会および理事または事務局長が当財団の業務の遂行にとって必要もしくは有益であると判断した業務(国内外を問わない)とする。

(会議出席謝金)

第4条 第3条に定める会議に出席した第2条に定める謝金対象者には、対価として謝金を支払うことができる。

(講師謝金)

第5条 当財団の運営および活動に必要な講演会、セミナー等の講師をした者には、対価として謝金を支払うことができる。

(視察研修謝金)

第6条 当財団の運営および活動に必要な研修、視察等の受入れをした者(団体)には、対価として謝金を支払うことができる。

(専門家支援謝金)

第7条 専門的な知見や技術を有し、当財団の運営および活動に必要な支援等をした者(団体)には、対価として謝金を支払うことができる。

(事業への助言および協力謝金)

第8条 当財団の運営および活動への協力をした者(団体)には、対価として謝金を支払うことができる。

(ボランティア謝金)

第9条 主に軽微な作業を中心に、当財団の運営および活動に必要な支援等をした者(団体)には、対価として謝金を支払うことができる。

(会議出席謝金の単価)

第10条 会議出席謝金の単価は、1時間あたり1,500円とする。会議出席謝金は、会議開催時間15分を単位として支給し、会議開催時間に15分未満の端数を生じたときは、15分に切り上げて処理するものとする。

- 2 代表理事または事務局長は、必要に応じて、前項の会議出席謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の会議出席謝金の単価を増額することができる。

(講師謝金の単価)

第11条 講師謝金の単価は、1回あたり5,000円とする。講師謝金は、講義時間30分を単位として支給し、講義時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

- 2 代表理事または事務局長は、必要に応じて、前項の講師謝金を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の講師謝金の単価を増額することができる。

(視察研修の単価)

第12条 視察研修の単価は、1日あたり30,000円とする。

- 2 代表理事または事務局長は、必要に応じて、前項の視察研修の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条1項の視察研修の単価を増額することができる。

(専門家支援の単価)

第13条 専門家支援謝金の単価は、1回あたり5,000円とする。専門家支援謝金は、業務時間30分を単位として支給し、業務時間に30分未満の端数を生じたときは、30分に切り上げて処理するものとする。

- 2 代表理事または事務局長は、必要に応じて、前項の専門家支援謝金の単価を減額することができる。
- 3 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条第1項の専門家支援謝金の単価

を増額することができる。

(事業への助言および協力の単価)

第14条 事業への助言および協力の単価は、1件あたり100,000円とする。

- 2 助言や協力の期間範囲は依頼した都度、対象者(団体)と協議し、決定する。
- 3 代表理事および事務局長は、必要に応じて前項の謝金の単価を減額することができる。
- 4 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条第1項の謝金の単価を増額することができる。

(ボランティアの単価)

第15条 作業補助等の単価は、1時間あたり1,000円とする。

- 2 作業補助等の期間範囲は依頼した都度、対象者(団体)と協議し、決定する。
- 3 代表理事および事務局長は、必要に応じて前項の謝金の単価を減額することができる。
- 4 理事の過半数の合意があった場合に限り、同条第1項の謝金の単価を増額することができる。

(交通費および宿泊費等の実費の支給)

第16条 第2条に定める謝金対象者には、第9条、第10条、第11条、第12条、第13条および第14条に定める謝金の単価に加えて、交通費および宿泊費等の実費相当額を支給する。

2 代表理事または事務局長は、必要に応じて、前項の交通費および宿泊費等の実費相当額を減額できるとともに、千円未満の端数を切り上げて支給することができる。

(改廃)

第17条 この規定の改廃は理事会にて行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めのない事項については、理事会に諮って別に定める。

附則 この規程は、2023年11月8日より施行する。

(2023年 11月 8日理事会決議)